

鏡野町農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員はこれまでの選挙制等から、議会の同意を要件とする町長の任命制となるとともに、農業委員会の委嘱による農地利用最適化推進委員が設置されます。鏡野町では、現委員の任期満了後新体制とするため、次のとおり農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農 業 委 員		農地利用最適化推進委員	
募 集 人 員 及 び 募 集 区 域			
11人		20人	
鏡野町全域		[区域] 芳野地区3人・中谷地区1人 大野地区3人・郷地区2人 香南地区2人・奥津地区3人 香北地区1人・上齋原地区2人 小田地区2人・富地区1人	
任 期			
平成29年7月20日～平成32年7月19日		農業委員会の委嘱した日(7月20日以後) ～平成32年7月19日	
業 務 内 容			
農地の権利移動に関する許可及び農地転用等の審議、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導の活動等		担当区域における農地パトロール及び農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消の活動等	
報 酬			
「鏡野町非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給			
推薦を受ける者及び応募する者の資格			
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者		農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当区域において活動できる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
推 薦 及 び 応 募 に 係 る 手 続 き 等			
所定の推薦・応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、鏡野町農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦・応募用紙は、役場産業観光課又は各振興センターで受け取るか、鏡野町ホームページからダウンロードしてください。			
提 出 書 類			
農業者等（個人が推薦する場合） …様式第1号 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 …様式第2号 応募する場合 …様式第3号 被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載のあるもの）		農業者等（個人が推薦する場合） …様式第4号 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 …様式第5号 応募する場合 …様式第6号 被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載のあるもの）	
受 付 期 間 及 び 提 出 先			
平成29年3月21日(火)～平成29年4月20日(木)(必着) 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。 〒708-0392 鏡野町竹田660 鏡野町役場 産業観光課内 農業委員会事務局			